

委員質問・意見等

第 116 回定例会 (2 月 6 日) 受付分

2.1 発覚の名雪審議官事件に関する質問

2 月 1 日夕方 18 : 00 からの原子力規制庁次長の臨時会見を知り、驚いたので質問する。

1 月 22 日 (火) 15 時から 30 分間行なわれた、日本原電の名雪審議官への「儀礼上の挨拶」で「原子力規制委員会の敦賀原発破砕帯の有識者会合の 1.28 付けの敦賀発電所の敷地内破砕帯の評価について (案)」を審議官が日本原電に手渡した。

規制庁は、この事実を、翌日本人の申告で把握していたにもかかわらず、調査を理由に 2 月 1 日まで放置した。

そして、その間に「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新安全設計基準に関する検討チーム」の第 8 回会合が行なわれ、発電用軽水型原子炉施設の地震及び津波に関わる新安全設計基準の骨子素案が示された。

日本原電は 5 回、類似の儀礼的挨拶をしていたと報じられているが、規制委員会の「情報の公開HP」に各月の「被規制者等との面談」があるが、それには急遽 2 月 1 日に掲載された 1 月 22 日のものだけである。

[ホーム](#)>[情報の公開](#)>[原子力規制委員会 被規制者との面談](#)>2013 年 1 月

規制庁森本英香次長は、「面談は複雑でとの内規違反」と「信用を損なう軽率な行動」であるとするものの、「秘密資料ではない」としている。

日本原電は 5 回儀礼的挨拶を行なったことを公表しているが、1.22 の一回のみがHPに公表されているようであるので、被規制者との公開されていない面談が相当数存在すると推定される。

他の被規制者とも類似面談を行なっているとしている (規制庁森本英香次長会見)。

東京電力は福島第一原発等で多数回の面談を行なっていることがHPから読み取れる。

規制庁次長は、「個人的行為で組織的行為ではない」と説明するが、規制官庁と被規制者との関係が、昔と変わらないとの不信を持つ故、規制委員会・規制庁と東京電力に質問する。

● 規制委員会・規制庁に対する 質問

公開されていない被規制者 (各電力会社等) との面談はどれだけあるのか。

被規制者 (各電力会社等) 別に、面談期日、面談内容を 1.22 の日本原電の事例に準じて公表されたい。

● 東京電力に対する 質問

東京電力は、「規制庁」に対して、日本原電のような「儀礼的挨拶」を何回したのか。

その期日、時間、挨拶相手、話した内容を儀礼的挨拶毎に示せ。